

## 羽生市生涯学習出前講座実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民等が構成する団体（以下「団体」という。）からの要請に基づき、団体が主催する集会等（以下「集会等」という。）に市職員を講師として派遣し、職員の専門知識を生かした羽生市生涯学習出前講座（以下「出前講座」という。）を行い、市民が市政に関する理解を深めるとともに、現代的課題等に関する知識を習得し、もって市民の生涯学習活動の推進及びまちづくりの進展に寄与することを目的とする。

### (開催団体)

第2条 出前講座を開催することができるものは、市内に在住、在勤または在学する10人以上の者で構成される団体とする。

### (講座の内容)

第3条 出前講座の内容は、別表に掲げるとおりとする。

### (講座の開催及び会場)

第4条 出前講座は、年末年始の休日以外の日の午前9時から午後9時までの間で職員を派遣し、1講座2時間以内、1日2講座までとする。ただし、特に認める場合は、この限りではない。

2 出前講座は、市内で開催することとし、その会場については、集会等を主催する団体の責任において確保するものとする。

### (職員派遣の申込み)

第5条 出前講座を開催しようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、集会等を開催しようとする日の14日前までに、申し込むものとする。

### (受託の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、講座の内容、開催日時等について職員派遣の可否を決定し、羽生市生涯学習出前講座受託通知書（様式第1号）により代表者に通知するものとする。

2 市長は、出前講座を受託する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(受託の制限)

第7条 市長は、集会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を受託しない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるもの。
- 二 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるもの。
- 三 専ら批判や苦情処理、個別相談等を目的としているとき。
- 四 出前講座の目的に反すると認められるもの。
- 五 申請の内容に虚偽があったとき。

2 市長は、申請団体が前号のいずれかに該当するとき、受諾の決定を取り消すものとする。

(変更等の届出)

第8条 第6条の規定により出前講座の受託の決定を受けた代表者は、講座の内容、開催日時、開催場所その他申請事項を変更しようとするとき、又は出前講座を中止しようとするときは、速やかに市長に届出を行い、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(講師料)

第9条 出前講座の講師料は、無料とする。

(所管)

第10条 出前講座に関する総括及び受け付け事務は羽生市教育委員会が行い、派遣講師等に係る業務は、それぞれ担当課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。